

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2001-500546(P2001-500546A)

【公表日】平成13年1月16日(2001.1.16)

【出願番号】特願平10-512720

【国際特許分類第7版】

C 0 9 K 15/34

A 6 1 K 31/353

A 6 1 K 35/78

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 39/06

C 1 2 N 5/00

【F I】

C 0 9 K 15/34

A 6 1 K 31/353

A 6 1 K 35/78 J

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 39/06

C 1 2 N 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月19日(2004.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書



平成 16 年 8 月 19 日

特 許 庁 長 官 殿

## 1 事件の表示

平成 10 年 特許願第 512720 号

## 2 発明の名称

レンズマメ由来の抗酸化剤およびその製法と  
使用

## 3 補正をする者

バイオティクス、リサーチ、  
コーポレーション

## 4 代理人

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号  
協和特許法律事務所内  
[電話 東京 (3211)2321 大代表]

6428 弁理士 佐藤 一雄



## 5 補正命令の日付

発送日 平成 年 月 日

## 6 補正により減少する請求項の数 1 2

## 7 補正対象書類名 明細書、請求の範囲

## 8 補正対象項目名 明細書、請求の範囲

## 9 補正の内容

- 1) 明細書第 15 頁第 16 ~ 17 行の「酸化促進物  
(p r o o x i d a n t) 種」および「酸化  
促進物」を「プロオキシダント種」と補正する。
- 2) 請求の範囲を別紙の通りに補正する。



## 請求の範囲

1. レンズマメ種皮の抽出物であって、抽出物10ミリグラム当り約1から約6ミリグラムのカテキン当量範囲のフェノール性物質含量を有することを特徴とする、レンズマメ種皮の抽出物。
2. 抽出物10ミリグラム当り約2から約4ミリグラムのカテキン当量範囲のフェノール性物質含量を有し、かつ種皮が*Lens esculenta*からのものである、請求項1記載のレンズマメ種皮の抽出物。
3. フェノール性物質がポリフェノールを含む、請求項2記載のレンズマメ種皮の抽出物。
4. ポリフェノールがフラボノイドを含有し、該フラボノイドがフラボン、フラバノール、縮合タンニン、およびフェノール酸から選択されることを特徴とする、請求項3記載のレンズマメ種皮の抽出物。
5. フラボンがルテオリンを含み、フラバノールがケルセチンおよびケンフエロールから選択されることを特徴とする、請求項4記載のレンズマメ種皮の抽出物。
6. 縮合タンニンがプロアントシアニジンを含み、該プロアントシアニジンがプロシアニジン、プロデルフィニジン、プロシアニジンの配糖体、およびプロデルフィニジンの配糖体から選択されることを特徴とする、請求項4記載のレンズマメ種皮の抽出物。
7. フェノール酸がフェルラ酸、プロトカテキュー酸、およびカフェー酸からなる群からなるから選択されることを特徴とする、請求項4記載のレンズマメ種皮の抽出物。
8. 全レンズマメの抽出物に見出される複数のプロオキシダント種がレンズマメ種皮の抽出物中に実質的に存在しない、請求項1記載のレンズマメ種皮の抽出物。
9. ジピクリルヒドラジル基の還元により測定して、IC50がミリリットル当り約1.5から約15マイクログラムの範囲、好ましくはミリリットル当り約4.04から約14.83マイクログラムの範囲にある、請求項1記載のレン

ズマメ種皮の抽出物。

10. 超酸化物によるニトロブルーテトラゾリウムの還元により測定して、IC50がミリリットル当り約1から約10マイクログラムの範囲、好ましくはミリリットル当り約3から約6マイクログラムの範囲、より好ましくはミリリットル当り約4から約5マイクログラムの範囲にある、請求項1記載のレンズマメ種皮の抽出物。

11. プロアントシアニジンの少なくとも50重量%がプロデルフィニジンを含み、より好ましくはプロアントシアニジンの少なくとも70重量%がプロデルフィニジンを含む、請求項6記載のレンズマメ種皮の抽出物。

12. 少なくとも15重量%のプロデルフィニジンを含み、より好ましくは少なくとも20重量%のプロデルフィニジンを含む、請求項6または11記載のレンズマメ種皮の抽出物。

13. ケンフェロール、ケルセチン、プロアントシアニジンおよびフェノール酸から本質的になる、請求項2記載のレンズマメ種皮の抽出物。